

多可町こども計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

多可町こども計画策定支援業務

2. 目的

令和5年4月にこども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化された。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたってはこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これを受け、本業務ではこどもの意見聴取を行い、国のこども大綱及び兵庫県のこども計画を勘案した「多可町こども計画」を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第九条に基づく計画）
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第四条に基づく少子化に対処するための施策

5. 業務内容

（1）こどもの意見聴取の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、こどもの意見聴取の手法としてアンケート調査等を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。調査票の発送に係る経費は、委託者の負担とする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象・配布数	① 小学5年生 本人150票・保護者150票 ② 中学2年生 本人200票・保護者200票 ③ 多可町内に居住する16歳～34歳の住民 1,000票
調査手法	郵送法で実施し、インターネットを経由した回答も可とする。
設問設計	・受託者は、国の基本指針やこども大綱を基に、現在の多可町の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。 ・①、②の保護者票は、1種で作成する。 ・①、②については、主として子どもの貧困対策推進計画の策定に関する内容とし、本人票と保護者票の結果を紐づけ可能な形式で実施する。

	③については、主として少子化対策基本計画及び子ども・若者計画の策定に関する内容とする。
--	---

【アンケート調査以外での意見聴取】

上記アンケート調査とは別に、受託者は、こども及びその保護者、その他関係者の意見を幅広く聴取及び把握し、こども施策に反映するための措置について提案を行い、多可町との打ち合わせの上、実施するものとする。(① 意見の聴取方法や聴取対象についての提案及び資料の作成 ② 意見聴取の実施 ③ 意見の取りまとめ、分析及び意見の反映に関する助言)

(2) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び現行の「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策推進計画」等の取組への評価などを整理し、多可町の子ども・子育て支援やこども施策に関わる課題を抽出する。

(3) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。

(4) こどもの意見聴取結果のフィードバック資料作成

アンケート調査やヒアリング（ワークショップ）により聴取したこどもの意見を、どのように計画に反映させることになったのか、住民に広くフィードバックするための概要資料及びこどもにフィードバックするための概要資料を作成する。A4で2枚程度とし、小学校高学年の児童でも読めるような内容とすること。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 会議の運営支援

多可町の子ども・子育て会議（2～3回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(7) 乳児等通園支援事業の認可基準及び確認基準のモデル条例作成

令和8年4月1日から全自治体で開始する、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「令和6年改正法」という。）により創設されるこども誰でも通園制度に係る認可基準（乳児等通園支援事業を開始するための基準）及び確認基準（乳児等通園支援事業が適切に運営されているかどうかを確認するための基準）のモデルとなる条例案を多可町の子育て支援関係施策に紐付けて作成すること。

- (1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（認可基準） 令和6年改正法による改正後の児童福祉法第34条の16第1項の市町村の条例で定める基準をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認基準） 令和6年改正法による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項の市町村の条例で定

める基準をいう。

(8) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して多可町に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。また、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、情報の提供及び本業務の進捗状況などの確認を行うこと。

6. 成果品

- ・アンケート調査報告書（A4判、100頁程度、1色）：データ納品
- ・フィードバック資料（A4判、2頁程度、4色刷）：2,000部
- ・だれでも通園制度の認可基準及び確認基準を定める条例案（条例案を既存の基準条例の一部改正による方法により作成する場合は新旧対照表を含む。）：データ一式
- ・こども計画（A4判、100頁程度、表紙4色・本文1色刷）：200部
- ・こども計画 概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：500部
- ・上記データ一式

7. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上